

農畜産業緊急支援金交付事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染拡大に伴う農畜産物の需要の減少により影響を受けた串間市内の農畜産業者に対し、予算の定めるところにより、経営を支援するため、補助金等の交付に関する規則（昭和55年串間市規則第4号）に定めるもののほか、その交付に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「農畜産業者」とは、総務省が定める日本標準産業分類に分類される農業（耕種農業・畜産農業）を営む法人経営体又は個人農業者をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 農畜産業者のうち、個人農業者にあつては市内に住所を有する者であること、法人経営体にあつては市内に本社を有する者であること。
- (2) 2019年以前から農畜産業による事業収入を得ており、交付申請時に事業を継続する意思がある者であること。
- (3) 暴力団等（串間市暴力団排除条例（平成23年串間市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者をいう。）に該当しない者であること。

(支援要件)

第4条 この要綱の支援の対象要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 2020年1月から同年12月のいずれかの1月が、前年の同月と比較して、売上げが25%以上減少していること。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が支援の対象要件に該当すると判断したとき。

(支援額)

第5条 支援対象者に対し、予算の定める範囲内により、1経営体あたり10万円を支給する。

(支援金の交付申請)

第6条 農畜産業緊急支援金（以下「支援金」という。）の交付を受けようとする者は、農畜産業緊急支援金交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 支援要件に該当する旨の積算根拠となる書類等の写し
- (2) 誓約書（別記様式第2号）

- (3) 振込口座がわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
(支援金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による支援金の交付申請を受けた場合は、書類の内容を審査し、支援金を交付すべきと認めるときは、支援金の交付を決定するものとする。

2 市長は、支援金の交付を決定したときは、農畜産業緊急支援金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に対し通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(支援金の交付)

第9条 市長は、支援金の交付を決定し、当該支援を決定した者より農畜産業緊急支援金交付請求書（別記様式第4号）の提出があった場合は、速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の交付の決定の取消し等)

第10条 市長は、支援の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した支援金を返還させることができる。

- (1) 誓約書の内容に違反したと認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が支援金を交付することが不適切であると認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月19日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。